大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　平成31年４月26日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

高槻市大畑町342番１ほか

ジョーシン高槻店

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

平成30年12月７日（平成30年大阪府告示第2119号）

３　高槻市の意見の概要

1. 開発事業の手続等に関する条例及び本条例に基づき締結した覚書を遵守すること。
2. 搬出入及び廃棄物収集車両による騒音対策として、防音壁等の設置を検討し、早朝における作業については、周辺生活環境に配慮するこ

と。

　(3)　高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例を遵守し、事業用大規模建築物の所有者に該当する場合は、必要な届出を行うこ

　　 と。

　(4)　屋外広告物法及び高槻市屋外広告物条例を遵守すること。

　(5)　屋外広告物のデザインは、周辺環境との調和を図ること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 平成31年４月26日から同年５月27日まで

　(2)　縦覧の場所

　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

高槻市桃園町２番１号

高槻市産業環境部産業振興課及び総務部法務課